

令和4年度遊佐町新型コロナウイルス感染症対策
第2次緊急経済支援事業（助成金）のお知らせ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、地域経済の衰退が危惧されていることから、町内の地域産業・地域経済の維持を図るため、町内中小事業者を対象に緊急支援策として、以下の対象要件と業種に該当する事業者には助成金を交付します。**今年度、遊佐町新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業に該当した事業者には申請の案内を送ります。**

- 対象要件と業種／1. 町内に事業所、または本社を有する中小企業基本法に定める個人事業者、法人
2. 町内で1年以上事業を営んでいる個人事業者、法人
※事業者が複数の事業所を運営する場合でも1事業所となります。

業種（複数該当する場合は1業種を選択）	助成額（1回に限り交付）
① 運転代行業	30万円 ※町外本社は町内の1/2
② 運輸業	一般乗用旅客自動車運送業者（町内事業所） 50万円 一般貨物自動車運送業者（町内本社） 80万円
③ 旅行業	50万円
④ 宴会場	50万円 50人以上を収容する宴会場を営業する飲食店（町内本社）
⑤ 宿泊業	令和元年と令和4年の7～9月の粗利の減収益 50%上限の金額に30万円を加算 ※上限200万円

■申請に必要な書類

（共通）助成金交付申請書、口座通帳の写し（個人事業主は申請者本人名義、法人は法人名義）

□個人事業者は、身分証明書の写し、営業していることがわかる書類（営業許可証、確定申告（営業所得）の写しなど）添付

■申請期限 令和5年1月31日（火）まで（必着）

（申請から交付まで20日～30日を見込んでいます）

■申請方法 申請書他必要書類を下記へ郵送で送付してください。（直接提出も可）

申請書は遊佐町のホームページからダウンロード、又は遊佐町商工会、遊佐町産業課に用意しております。

■問・送付先 **遊佐町産業課 助成金受付 宛**

〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地

TEL 0234-72-4522